皇室事項

平成二十六年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

宮内庁

一　平成二十五年一月十六日
　平成二十六年歌会始のお題
「静」と定められました。
（注）お題は「静」ですが、歌に詠む場合は「静」の文字が詠み込まれていればよく、「静謐」、「動静」のような熟語にしても、また、「静か」、「静まる」のように訓読しても差し支えありません。

二　詠進歌の詠進要領
（一）詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
（二）書式は、半紙（習字用の半紙）を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日及び職業（なるべく具体的に）を縦書きで書いてください（書式図参照）。
　無職の場合は「無職」と書いてください（以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください。）。
　なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。
（三）用紙は、半紙とし、記載事項は全て毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意（但し、半紙サイズ二十四㎝×三十三㎝の横長）とし、毛筆でなくても差し支えありません。
（四）病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は左記によることができます。
　ア　代筆（墨書）による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
　イ　本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
　ウ　視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

三　注意事項
次の場合には、詠進歌は失格となります。
（一）お題を詠み込んでいない場合・短歌の定型でないもの又用紙が縦長の場合
（二）一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合
（三）詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合
（四）詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合
（五）二（四）に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌
（六）住所、氏名、生年月日、職業を書いていないものその他この詠進要領によらない場合

四　詠進の期間
お題発表の日から九月三十日までとし、郵送の場合は、消印が九月三十日までのものを有効とします。

五　郵便のあて先
「〒一〇〇―八一一一　宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。

六　疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、九月二十日までに問い合わせてください。
　また、宮内庁ホームページ（http://www.kunaicho.go.jp/）を御参照ください。

（注）個人情報の取扱いについて
・利用目的　二（二）で記載いただいた個人情報は、歌会始のために必要な範囲で利用します。
・利用及び提供の制限　法令に基づく開示要請があった場合その他特別な理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。

書式（横長）

お題「静」

、、、、、、、、、、、、、、、

……（山折り）……

〒　住所

電話番号

ふりがな　氏名

生年月日

職業

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年1月16日

北海道開発局長　関　博之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	12号	札幌市中央区北1条東1丁目2番5から同市中央区北1条東2丁目4番1までの上り線

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

1月11日（金）

○1般案件

1、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」について（決定）（内閣府本府・内閣官房）

公告

諸事項

第三者所有物の没収に関する公告

平成25年1月16日

さいたま地方検察庁川越支部検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第2条第2項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成25年1月30日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　さいたま地方裁判所川越支部
2　被告事件名　常習賭博
3　被告人氏名　漆島　真吾
4　公判期日　平成25年1月17日
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
　平成24年領第746号
　符号1　現金10万円
　符号2、4ないし13
　パーソナルコンピューター　10台と1式
　符号3
　パーソナルコンピューター付属部品　1式
6　没収の理由となるべき事実の要旨
　被告人は、埼玉県川越市菅原町21番地1所在の菅原町栄ビル201号室において賭博店「PIECE」を経営していた者であるが、同店にパーソナルコンピューター10台を設置し、同店従業員岩元幸光らと共謀の上、常習として、平成24年2月下旬から同年8月18日までの間、同店において、不特定多数の賭客を相手方として、多数回にわたり、それぞれ金銭を賭け、前記パーソナルコンピューターを使用して、通称「ライブバカラ」等の賭博をしたものである。

工場財団

富山市城北町2番36号**日本海ガス株式会社**の工場財団に富山市城北町字三反割30番地日本海ガス株式会社瓦斯製造所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年1月16日　富山地方法務局

富山市城北町2番36号**日本海ガス株式会社**の工場財団に富山市上野新町13番地、1番地日本海ガス株式会社岩瀬工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年1月16日　富山地方法務局